

平成28年第2回臨時会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成28年3月28日 開会

平成28年3月28日 閉会

飯 島 町 議 会

平成28年第2回飯島町議会臨時会議事日程

平成28年3月28日 午前10時00分開会・開議

○議事日程

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

4番 折山 誠 議員

5番 橋場 みどり 議員

日程第 2 会期の決定について

平成28年3月28日 1日限り

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第1号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 第2号議案 飯島町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 第3号議案 平成27年度飯島町一般会計補正予算（第9号）
（休憩・委員会審査）

日程第 7 第3号議案 平成27年度飯島町一般会計補正予算（第9号）

1 町長あいさつ

1 閉会宣告

○出席議員（12名）

1番	本多昇	2番	滝本登喜子
3番	久保島巖	4番	折山誠
5番	橋場みどり	6番	堀内克美
7番	三浦寿美子	8番	浜田稔
9番	中村明美	10番	坂本紀子
11番	竹沢秀幸	12番	松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 下平洋一	副町長 唐沢隆 総務課長 宮沢卓美 企画政策課長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 宮下寛 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 田沢義郎 会計管理者 堀内喜美江
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 小林美恵

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 宮下務
 書記 宮下弥紀

本会議開会

開 議 会 長	平成28年3月28日 午前10時00分 町当局はじめ議員各位には、大変ご苦労様です。ただいまから平成28年第2回飯島町議会臨時会を開会いたします。議員各位におかれましては、慎重なご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力をいただきますようお願いいたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。開会にあたり、町長からご挨拶をいただきます。
町 長	皆さんおはようございます。議会臨時会の招集にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。 平成28年3月22日付飯島町告示第35号をもって招集し、平成28年3月25日付飯島町告示第38号をもって内容の訂正をいたしました平成28年第2回飯島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変ご忙中にもかかわらず、全員の皆様のご出席をいただきまして、心から厚く御礼申し上げます。 さて、春の日差しも日に日に強く感じられる季節となってまいりました。各地で桜の便りが聞かれるようになり、町内では水仙の花が咲き始め、所々で農作物の作付の準備を進めている風景も目にするようになりました。また、3月は旅立ちの季節でもありまして、中学3年生はそれぞれが選択した道に、また小中学生・保育園児も穏やかな春の日に背中を押されるように、無事それぞれ次の道に進んでまいりました。それぞれが夢と希望を持って、健やかな成長とこれからの活躍に大いに期待するところでございます。 さて、本臨時会に提案いたします案件は、飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案件1件。行政不服審査法改正に伴う飯島町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例案件1件、地方創生加速化交付金対象事業及び地域介護福祉空間整備事業等交付金対象事業の内示によります補正予算案件1件。合計3件でございます。何卒慎重なご審議を賜りまして、適切なる決定を賜りますようお願いを申し上げます。臨時会の招集のご挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。
議 長	日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番 折山 誠議員、5番 橋場みどり議員を指名します。
議 長	日程第2 会期の決定についてを議題といたします。 本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。坂本議会運営委員長。
議会運営委員長	それでは議会運営委員会の報告をいたします。本日28日午前9時10分より、町側から町長・副町長・総務課長補佐・企画政策課長に出席をいただき、議長、副議長の立会いの下、議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期及び審議方法について審議を行いました。初めに会期につきましては、案件数及び案件の内容等から、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しましたのでご報告を申し上げます。議案の審議方法につ

きましては、補正予算案件となります第3号議案につきましては、総括質疑のあと常任委員会に分割付託し、本日委員会を開催し本日の本会議において委員長報告の後、採決することといたしました。また条例の一部改正に係る案件2件につきましては、その内容等から即決とすることが適当と判断いたしました。議員各位におかれましては、以上をご理解の上ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、委員長報告といたします。

議長 お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、本臨時会の会期は、本日1日限り、案件の審議方法は委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日限りとすることに決定しました。また、案件の審議方法は委員長の報告のとおりといたします。坂本委員長、自席へお戻りください。

議長 日程第3 諸般の報告を行います。

議長から申し上げます。最初に、平成28年3月定例会において議決された「憲法改正の国民的論議を保障するため安倍首相に十分な見解表明を求める意見書」につきましては3月17日に内閣総理大臣へ送付しましたので報告いたします。

次に、本会議に説明員として出席を求めた方は、別紙のとおりであります。

なお、下平町長より、宮沢総務課長は病気療養のため中原総務課長補佐が、また大久保住民税務課長については公務出張のため、大島住民税務課長補佐がそれぞれ本日の会議に代理出席する旨、通知がありましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4 第1号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

事務局長 本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、平成27年3月に関係条例の整備をいたしております。整備では新教育長の設置と報酬を定め、教育委員会規則で教育長職務代理者の定めを行いました。今回上程する一部改正につきましては、規則に基づきます教育長職務代理者の報酬を定めるものでございます。平成27年4月1日施行で教育委員会制度が変わりまして、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置されました。現教育長が退任した時点で適用となりまして、教育委員長の職務はなくなり教育長、職務代理者を新たに教育委員より選出することとなります。去る3月23日に飯島町特別職報酬等審議会を開催しまして、審議した結果、教育長職務代理者の報酬として24,700円が適当であるとの答申を踏まえ、今回設定するものでございます。なお、教育長の報酬につきましては、

特別職報酬等審議会にて、審議を行いまして、現在の給料減額措置、3%の減額を解消し、本則支給が適当であるとの判断をされました。飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例につきましては、現教育長の退任により廃止されますので、この件に関する条例の改正は今回ございません。なお、教育長職務代理者の報酬の予算につきましては、補正予算にて対応していただきたいと存じます。細部につきましては、ご質問により説明を申し上げますので、よろしく審議のうえ、ご議決を賜りますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第1号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

議 長 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 意義なしと認めます。したがって、第1号議案は、原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 第2号議案 飯島町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議 長 本案について提案理由の説明を求めます。

副 町 長 飯島町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本条例案は、「改正行政不服審査法及び関係法令」が平成28年4月1日に施行されることに伴いまして、必要な整備を行うものでございます。細部につきましては、ご質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議 長 これから第2号議案 飯島町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6 第3号議案 平成27年度一般会計の補正予算(第9号)を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議長

本案について提案理由の説明を求めます。

町議長

第3号議案 平成27年度一般会計の補正予算(第9号)について、提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ67,343,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5,016,279,000円とするものでございます。今回の補正予算につきましては、国の平成27年度補正予算への対応及び緊急に必要な経費について補正を行うものであります。また、繰越明許費として次年度に繰り越す事業について計上いたしました。歳出の主な内容でございますが、国の補正予算に対応する地方創生加速化交付金事業分として、定住促進関連事業におよそ28,000,000円、山岳観光関連事業に8,700,000円、地域介護・福祉空間整備事業分として、およそ36,000,000円を計上いたしました。歳入につきましては、地方創生加速化交付金がおよそ32,000,000円、地域介護福祉空間整備事業等交付金におよそ34,000,000円を計上いたしました。その他、中学校の簡易公衆電話の設置に必要な経費の補正を計上したところでございます。その他細部につきましては、担当課長からそれぞれ説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、議決を賜りますようよろしくお願い致します。

議長

4番

折山議員

(補足説明)

企画政策課長

(補足説明)

健康福祉課長

(補足説明)

産業振興課長

(補足説明)

教育次長

議長

これから質疑を行います。なお先ほど本案は各常任委員会へ審査を付託することに決定しておりますので、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番

竹沢議員

えー、一点だけお伺いします。地域福祉関係の買い物の補助金の関係ですけれどもあの、まあたまたま岩間の分について申請が今回間に合ったもので喜ばしいことですが、この制度ですが平成28年度、以降国の制度としてなくなるというような情報があると思いますけれども、これはどうなるのか。で加えて先ほど説明ありましたが、これらに関連して今回最初の方では介護予防生活支援拠点施設云々の事業という表記でやるということですので、従ってその補助金に替わる従来の福祉空間の整備事業はですね、今後あの介護予防生活支援の拠点施設の整備とか、いう補助名が国で引き続き行われて飯島の将来いろんな事業にですね、取り組んでく場合また介護ロボットなどまた増やすとか、ということについても対象になるのかどうか、の見通しにつ

いてお伺いします。

健康福祉課長

はい。えーとあの、地域福祉空間が生活介護予防拠点施設に変わったということで、国はこれから実質的な介護予防をする事業所ですとか、そういうところの改修にお金を掛けてくという方針になってきております。で今回の岩間の集会所につきましても、内容等を精査していった中で特別に認めていただいておりますので、今後集会所の改修につきましては、今まで通りの要望というのは無理だ、というように考えております。それから地域介護の関係のロボットの関係でございますが、これは国が介護福祉の団体と一緒にしまして開発しましたロボット関係につきまして、100%の補助を、今のところ出すということでございまして、これにつきましても今後どのような格好になって来るかはちょっと今のところは見通しは立っておりませんので、今回は国の予算 50 億の規模の中へ、全国で 200 億という格好で来ておるといふふうに聞いておりますので、今後につきましてもこれをもらったところはまあ実証実験のような、そういうデータを出して、成果を積み重ねるといふことのでございまして、そんな向きで 50 億今回はつけていただいたといふことのでございましてよろしくお願いたします。以上でございます。

議 長

他にありませんか。

7 番

三 浦 議 員

お試し居住用のトレーラーハウスということなんですけれども、えー町内どのようなどこに設置をするといふような見通しがあるのか。それからあの具体的にどのような使われ方がしていくのかといふことについてもう少しあの分かりやすく説明をお願いします。

企画政策課長

はい、えーとトレーラーハウスでございますけど、この予算の中では 2 台を予定をしております。で、あの平成 28 年度に事業実施する予定でございますので現段階ではどこということはありませんけれど、なるべく費用のかからない場所。まあ一つは町の駐車場も考えられますし、分譲地とかいろいろ考えられますけど、あの今後この予算の中でトレーラーハウス現物を見た中で、大きさ等がはっきりした段階とその設置場所との調整になると思いますので、まああの平成 28 年度の前半ぐらいにはある程度方向付けが出てくるのではないかと、いふように思いますのでよろしくお願いたします。

議 長

他にありませんか。

6 番

堀 内 議 員

えーと地方創生加速化事業交付金ですがこの事業についてその財源の内容についてちょっとお伺いしたいんですが、1171 の定住促進事業と 4144 山岳観光。これでその財源の内訳が一般財源と交付金との比率がすごく変化があるんですが、基本的にはどういふ、たとえば全額が交付金なんだか、8割が交付金なんだか。その点についてお伺いします。

企画政策課長

はい、えーとまず基本的にこの事業は 10割補助です。はい。でまず 1171 の定住促進事業でございますが、まあこれ 10割の中でもトレーラーハウスを設置するた

めに付随する工事費、下水道の負担金、これが2台分ずつ要るっていうことでまあ若干あの一般財源分が増えてると、いうこと。それから4144につきましても、先ほど産業振興課長が申し上げましたが、内容はそういう中で補助割れしないようにしてありますのであの20万円ですか、ほど一般財源が出ておりますのでご了解をお願いしたいと思います。

議長 他には。はい。それでは質疑なしと認めます。ん？ あるの？

10番

坂本議員 すみません。あります。あの一山岳観光にもこの地方創生加速化という形で出てくるわけなんですけれども、中央アルプスのジオパーク構想ということで関連市町村が共にやるということなんです、これはその現段階ではあの道路整備とかなんですけれども、山小屋とかトイレとかそういう部分に関することには出ていくという可能性はあるんでしょうか。

産業振興課長 はい。それぞれ各市町村で管理している山小屋等がございます。今回の加速化交付金ではどこの市町村もそういったものには補助対象として充てておりません。課題としては残っておりますので、また今後の補助金等で整備ができればまた行ってきたいと思っております。

議長 はい、他にありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案を付託するに当たり各常任委員会の審査区分について事務局長から申し上げます。

議会事務局長 (審査区分説明)

議長 お諮りします。第3号議案の委員会審査区分については、ただいま事務局長説明の審査区分のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第3号議案については、この審査区分により各常任委員会へ審査を付託します。

ここで委員会審査のため休憩といたします。再開時刻は庁内放送でお知らせします。休憩。

午前10時47分 休憩

午前11時35分 再開

議長 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第7 第3号議案 平成27年度一般会計の補正予算(第9号)を議題といたします。本案については、各常任委員会に審査を付託し、ただいまお手元へ配布のとおり常任委員長より委員会審査報告書が提出されております。それでは、総務産業委員長から委員会審査報告を求めます。

総務産業

委員長

それでは総務産業委員会から第3号議案 平成27年度一般会計補正予算(第9号)

につきまして、分割付託分の審査の結果を申し上げます。お手元の報告書のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。審査の中で出ました主な質疑について申し上げたいと思います。なぜトレーラーハウスだったのか？ 車両で、備品とすることができる、ことがまず第1点。それから今定住促進でお試し住宅に使っている教員住宅の空き室なんです、これが流動的だということでこのこれを取りくんだと。それから大きさはどうか？ ということでございます。最大11メートル。幅3.4メートル、ということの一つ考えていると。もう一つはもう少し小さめの物、10メートル規模の物も考えているということでございます。それからジオパーク構想で、広域連携の主導になっていないのか、というご指摘がありました。それにつきましては、今回は広域連携をすることによって交付金を取り易くしたんだということでございます。それからジオパーク構想につきましては、駒ヶ根市の方ですねソフト計画を立てているということで、そこでソフトの部分が見込まれているということで、当町ではハードの部分が見込まれたと、認められたということでございます。今後につきましては独自のものに取り組んでいくんだということでございます。

その結果、討論では地方創生加速化交付金を使って、登山道・定住促進においてなかなか手の付けられなかったことに手をつけた、このことは評価できる。よって賛成とする。もうお一方。新しい予算の枠組みの中で新機軸を打ち出してきた、このことは非常に評価に値する。よって賛成とする。以上でございます。

議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。久保島総務産業委員長自席へお戻り下さい。

次に、中村社会文教委員長。

社会文教
委員長

それでは第3号議案 平成27年度飯島町一般会計補正予算(第9号)、社会文教委員会に分割付託分において審査をいたしました結果をご報告申し上げます。結果はお手元に配布のとおり可決すべきものと決定いたしました。質疑の内容をご報告いたします。地域空間整備事業におきましては、介護ロボットはどういうものか？ につきまして、腰を保持するもので個人の自立と介護者の負担軽減を図るもの。また岩間では介護ということで事業が行われるが、どのように使われるのか？ におきましては、地元ボランティアを加えて自主的な事業が加わってくる、とのお答えでありました。

教育管理費におきましては、中学校の公衆電話の撤去理由は？ 答えといたしましては、NTTでは月の利用が平均4,000円以上であることにしておりまして、町では2,500円位ということでNTTが今回撤去することになってしまった。しかし生徒の利用がありますので、町で独自で設置することとした、ということでございます。以上でございます。討論はありませんでした。以上報告といたします。

議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。中村委員長自席へお戻りください。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第3号議案 平成27年度飯島町一般会計補正予算(第9号)を採決いたします。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って、第3号議案は原案のとおり可決されました。
以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。町長から議会閉会のご挨拶をいただきます。

町長 それでは平成28年第2回飯島町議会臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日もご提案を申し上げました条例案件2件、補正予算案件1件につきましては、議員の皆様方の慎重な審議をいただきまして、いずれも原案のとおり可決決定をいただき誠にありがとうございました。さて週末にはいよいよ新年度がスタートいたします。町におきましても、組織・人事等の新体制を整えて第5次総合計画後期基本計画や、飯島町総合戦略のスタートの年として、また飯島町発足60周年の記念すべき年として、町民の皆さんが一体となって未来につながるまちづくりを進めてまいります。これからまさに正念場であると考えております。各議員におかれましても、町の発展のため新年度も引き続き重ねてご協力をお願い申し上げますとともに、時節柄、健康には十分ご留意をいただき、一層のご活躍を心からお祈り申し上げまして、臨時会閉会の挨拶とさせていただきます。本日は大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

議長 以上で本日の日程は全部終了しました。ここで3月31日を以って退任されます山田教育長から発言を求められておりますのでこれを許可いたします。山田教育長。

教育長 議長さんより発言の機会をいただきました。ありがとうございました。本日まで9年間、教育長を務めさせていただきました。前任の教育長さんが退任され、半年余り教育長不在の期間がありました。私の就任までその空白期間、教育行政の停滞がなかったのは議会の皆様をはじめとする多くの関係される方々からの教育支援があったからだ改めて感謝申し上げる次第であります。ですから就任以降の9年間。皆様のご期待にそえる仕事ができただろうかと、内心忸怩たる思いがいたします。その9年の間には政権交代があり、未曾有の大震災があり、合わせるように教育を取り巻く環境も著しく変化いたしました。日本国憲法と並んで戦後日本の精神的支柱であった教育基本法が改正されたのは、私の就任した年でした。また全国学力学習調査がはじまり学力問題が噴出し、加えていじめ・自殺問題に端を発し、教育委員会の姿勢が問われ、結果地方教育行政に係わる法律の改正により、教育委員会制度が改められました。教育委員長と教育長の責任の所在を明らかにする、ということで、新たな制度がスター

トしたわけであります。私の在任9年間はこのように教育の激動と激変であり、その時代の中で教育長になってまいりましたが、今回あとを託そうと意を決したのもこうした大きな教育のうねりや新制度にいち早く対応すべきだと考えたからであります。教育長を含め教育に携わって40数年、無事に自身の幕引きができることが、一方では喜びであり誇りでもあります。この思いの中には、ある先人の教育者に少しでも近づきたいという私の思いがありました。その先人とは、大正時代クリスチャンで無教会派の内村鑑三先生の門下生の一人でもありました手塚縫蔵先生です。キリスト教の伝道師から教育の世界に転じ、信州に戻った手塚先生は小学校長として終わりますが、教育に問われた先生は「教育とは、人間をして、人間たらしめることである。さらに人間たらしめるとは、人格たらしめることであり、その人格の中心は愛であり、信頼であり、正義である」と述べております。私はこの手塚先生の「愛」を、子どもの顔をしっかりと見ているか。「信」を、子どもの声をよく聞いているか。正義の「義」を、子どもの為になる教育であるかどうか。ということを私自身の指標として教育の40数年を務めてまいりました。

さて、日本の近代教育が始まり150年。教育制度の幾多の変遷があるなかで、時代のうねりに翻弄されたこともありました。今、紛争国では幼い子どもが不幸な環境に置かれ、中には銃を持ち戦場に送り出されている事実のあることを私どもは知っております。かつて我が国においても、少なからず教育が似た状況に置かれたこともありました。私は教育の目的はただ一つ、ひたすら人格の完成を促し社会的自立を促すことにある。この場でも常々申し上げたとおりであります。教育が特定の目的のためにあってはならないと考えますし、私どもは最善の利益になることを考えるべきことだと思っております。先日行われた保育園の卒園式では、子ども達は別れが悲しく切ない感情を素直に表していました。教師と子どもの心が通い合う感動的な場面でした。いつの時代にあっても、素直で優しく思いやりのある子どもを育てるのは、大人の責任でもあり、飯島町の子どもたちがこれからも元気で健やかに育つことを切に願うものであります教育長を去るに当たり、子どもたちの未来が輝くものであり、幸せな世界が展開することを強く願っております。改めて教育長としての9年間を振り返り、議員の皆様はじめ多くの方々のご支援をいただき、つつがなく教育長を退任できることの感謝と御礼を申し上げ、挨拶といたします。長い間お世話になりました。ありがとうございました。平成28年3月28日飯島町教育長 山田敏郎。ありがとうございました。

事務局長
議長

ご起立をお願いいたします。

議会を代表いたしまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。山田教育長には、各小学校校長を始め県教育の分野での30年に及ぶ経験を生かされ、平成19年4月に教育長に就任されて以降、9年間の長きに渡り、飯島町の教育行政のかじ取りを担われてこられました。改めて、この間のご労苦に敬意を表すると共に、私ども飯島町議会に対しまして真摯なご対応をいただきましたことに、感謝を申し上げる次第であります。任期半ばでのご勇退となりますことを、非常に残念に感ずるところでございます。

すが、新たな教育委員会制度での新教育長に期待されてのご判断であり、是非とも山田教育長の願いがかなえられますことをご祈念いたすものでございます。また、多忙な公務から離れられますが、ご健康には十分にご留意をいただき、今後も議会活動に対するご助言をお願いしたい次第でございます。大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。

以上で、本日の会議を閉じ、これで散会とします。ご苦勞様でした。

事務局長

姿勢をお正しく下さい。礼。お疲れ様でした。

閉会時刻 午前11時53分

上記の議事録は、事務局長 宮下 務 の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員